

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 2 号

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の5の項中「第3種市営住宅又は」の次に「地域優良賃貸住宅若しくは」を加える。

別表第2の2の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」を、「による地方税」の次に「若しくは森林環境税」を、「賦課徴収又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加え、同表4の項中

「		福島市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を
		福島市子育て世帯応援に係る手当に関する条例による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	

「		福島市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に改め、

同表5の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」の次に「若しくは森林環境税」を、「賦課徴収又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加え、同表14の項中

「		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	を
		福島市子育て世帯応援に係る手当に関する条例による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	

「		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	に改め、同表21の項中

		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		福島市子育て世帯応援に係る手当に関する条例による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
--	--	--------------------------

に改め、同表22の項中「第3種市営住宅又

は」の次に「地域優良賃貸住宅若しくは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項及び第3項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。